

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和5年4月4日	平岡純一	大阪府豊中市	平岡タクシー	大阪府豊中市	警告	旅客自動車運送事業運輸規則第27条第3項	令和5年2月17日及び令和5年3月3日、公安委員会からの通報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。一般準則(職務遂行の指導、措置)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項)	0	0
令和5年4月7日	K2JAPANwest株式会社(法人番号9120001235351)代表宮城永次	大阪府大阪市大正区南恩加島5-1-25	本社営業所	大阪府大阪市大正区南恩加島5-1-25	輸送施設の使用停止	道路運送法第27条第3項	令和4年9月27日、譲渡譲受を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務【未受診者2名】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(4)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(5)乗務員服務規律制定義務違反(運輸規則第41条)	2	2